

雄武町内で新たに創業 する方を応援します！

雄武町では、産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で新たに創業する方に対し、「雄武町小規模企業創業支援助成金」を交付します。

●助成対象者

- ・町内で開業する小規模企業者であって、雄武町商工会の会員又は会員になる方
- ・町内に住所を有する方又は助成金の実績報告までに町内に住所を移せる方
- ・助成金の交付申請日において、満20歳以上の方（法人の場合は代表者）
- ・開業の日から5年以上、事業を継続していただける方

※業種は問いませんが、風俗営業等の許可を要する事業、フランチャイズ契約に基づく事業、会社法に該当する子会社は助成対象外となります。

◆開業支援助成金

○開業のための事業所及び設備の整備に対する助成金

- ・助成額～500万円（上限）、補助率：事業対象経費の4分の3
- ・対象経費～土地、建物の新築・増築・改築・改修及び購入、附属施設（建物と一体となった附属施設）、機械及び装置（移動が容易でないもの）、器具及び備品（資産台帳に計上されるもの）、車両（事業専用車両）

◆経営支援助成金

○開業から3年間の経営支援に対する助成金

- ・助成額～180万円（月額5万円で36ヶ月分が上限）、補助率：事業対象経費の4分の3
- ・対象経費～事業所（土地及び附属施設は除きます。）の賃借料（敷金、礼金及び管理費は除きます。）

※開業支援助成金と経営支援助成金を併せて活用することが可能ですが、上限は合算して500万円となります。また、対象経費に対し国、道などから補助金等が受けられる場合は、対象経費の額から当該補助金等を差し引いた額が対象経費となります。

※助成を受けるためには、事前申請が必要になります。事業計画がある方は、下記へお問い合わせください。

．．．．． お問い合わせ ．．．．．

雄武町産業振興課商工観光係 ☎ 84-2121
雄武町商工会 ☎ 84-3141